

名 称	化粧品製造販売届出事項変更届書
根拠法令	法第 14 条の 9 第 2 項、規則第 70 条第 2 項 (知事委任：法第 81 条、令 80 条)
概 要	化粧品製造販売業者は、化粧品を製造販売するために届け出た事項を変更したときは、30 日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
提出先	1 総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地が名古屋市内にある場合は、医薬安全課に提出する。 2 総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地が名古屋市外にある場合 (1) 豊橋市内、岡崎市内、一宮市内及び豊田市内の場合 各市保健所に提出する。 (2) (1)以外の愛知県内の場合 所管区域の県保健所(保健所分室)に提出する。
提出書類	届出書 ① 内容を記録した FD (又は CD-R) ② FD 内容の書面(鑑及び申請データ形式一覧)
提出部数	FD は 1 部、申請書及び添付書類の部数は次のとおり。 ① 事務所の所在地が名古屋市内の場合：1 部 ② 事務所の所在地が①以外の愛知県内の場合：2 部 * 控えが必要な場合、副本 1 部を持参すること。提出時に受付印を押印され返却される。 (輸入時に受付印を押印した控えが必要になるので特に注意すること。)
留意事項	ア 製造販売届を提出した後の変更は、変更届により行うこと。 イ 販売名届を製造販売届に読み替えることとされた場合であっても、製造販売届に記載すべき事項を変更する場合は、変更後 30 日以内に製造販売届(化 13 参照)を提出することとし、製造販売届の備考欄に「販売名届書の届出事項変更のため〇年〇月〇日届出の〇〇〇(販売名)を廃止する。」と記載すること。 ウ 届出先の都道府県が変更になる場合、変更先の都道府県知事あてに製造販売届を提出し、備考欄に「届出先都道府県変更のため。(変更前：〇〇県)」と記載すること。 また、変更前の都道府県知事あてに「変更届」を提出すること。この場合にあつては、「変更内容」欄中「事項」欄に「品目中止」と記載し、備考欄に「届出先都道府県変更のため〇年〇月〇日届出の〇〇〇(販売名)を廃止する。(変更後：〇〇県)」と記載すること。(H17. 3. 31 薬食審査発 0331015) なお、一括届出・一括廃止を行う場合は、移転 1 か月前までに製造販売届書及び一括届出・一括廃止添付資料を提出すること。(H27. 3. 30 薬食審査発 0330 第 6 号、H27. 3. 30 審査管理課事務連絡) エ 製造販売を中止したときは、30 日以内に変更届を提出すること。この場合にあつては、「内容変更」欄中「事項」欄に「品目中止」と記載すること。(H17. 3. 31 薬食審査発 0331015) オ 化粧品を国内に輸入する際、税関において、提出先の受付印が押印されている化粧品製造販売届出事項変更届の提示を求められるため、海外の製造所での製造工程を含む製造販売届出事項変更届を提出する場合、副本を持参するようにすること。(H27. 11. 30 薬生発 1130 第 2 号)